

諮詢第129号に対する答申案

第1 議論の経過

法制審議会は、法務大臣から発せられた諮問第129号を受けて、近時の刑事再審手続をめぐる諸事情に鑑み、同手続が非常救済手続として適切に機能することを確保する観点から、刑事再審手続に関する規律の在り方について調査審議を行うため、令和7年3月28日の第202回会議において、刑事法（再審関係）部会を設置した。

以後、同部会において、計18回の会議を開催して、調査審議を重ね、令和8年2月2日、取りまとめを行った。

第2 調査審議の結果

刑事再審手続について、別添の「要綱（骨子）」記載の法整備を行うべきである。

第3 附帯事項

1 別添の「要綱（骨子）」記載の制度の運用について

(1) 「第1 再審請求審における証拠の提出命令等」について

- 証拠の提出命令についての法整備を行うことにより、裁判所による証拠の提出・開示の勧告や検察官による任意の証拠の提出・開示という従来の実務運用が否定されるものではないことから、その法整備が行われた後も、個別の事案に応じ、これらが適切に行われることを期待する。
- 証拠の提出命令の運用に当たっては、当部会における議論も参考にしつつ、関連性・必要性が認められる証拠の範囲が不当に狭くならないよう、その判断が適切に行われることを期待する。
- 証拠の提出命令によるものを含む検察官から提出された証拠の閲覧・謄写に当たっては、個別の事案に応じ、検察官において裁判所に対し、被害者等の氏名等を秘匿するか否かの判断に資する情報を提供した上で、裁判所において被害者等の氏名等を秘匿する措置をとるなど、被害者等の名誉・プライバシー等への配慮が適切になされることを期待する。

(2) 「第3 再審請求についての調査手続・審判手続等」について

- 調査手続の運用に当たっては、個別の事案に応じ、再審請求者及び弁護人（以下「再審請求者等」という。）に再審請求の理由を記載した書面の補正を求めること、再審請求者等や検察官の意見を聴取することなど、適切な対応がなされることを期待する。

- 審判開始決定に係る運用に当たっては、当部会における議論も参考にしつつ、「再審の請求の理由がないことが明らかであると認めるとき」などの要件を不当に広く解釈して安易に請求を棄却することのないよう、適切な判断がなされることを期待する。

2 別添の「要綱（骨子）」において法整備の対象とされなかった事項のうち、

引き続き、運用によって対応することが考えられるものについて

- 再審請求の準備段階における裁判所不提出記録及び証拠物の閲覧・謄写については、検察官において、刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえ、個別の事案に応じ、適切な対応がなされることが望まれる。
- 再審請求が予測される場合における国庫に帰属した証拠物の保管について、検察官において、証拠品事務規程第89条等の規定に基づき適切な対応がなされるとともに、それ以外の証拠物の保管についても、検察官において、個別の事案に応じ、被押収者の同意を得た上で保管を継続するなど、適切な対応がなされることが望まれる。また、捜査資料等の保管・管理については、警察において、適正な運用が確保されることが望まれる。
- 再審開始決定に対する不服申立てについては、検察官において、もとより結論ありきではなく、慎重かつ十分な検討を確実に行った上で適切な対応がなされることが望まれる。
- 再審請求についての決定に対して不服申立てがあった場合におけるものを含め、審理の迅速化方策については、裁判所において、個別の事案に応じ、打合せ手続の活用を図ることのほか、可能な限り、刑事再審手続に関する意見交換を行うなど、裁判所における運用の在り方について検討がなされることが望まれる。また、検察官及び弁護人においても、可能な限り、審理の円滑かつ迅速な遂行に向けた協力がなされることが望まれる。
- 再審請求者が弁護人を選任していない場合については、裁判所において、そのことを踏まえつつ、事案の性質や手続の状況等も考慮して、適切な配慮がなされることが望まれる。
- 再審請求審における被害者等の関与については、検察官において、個別の事案に応じ、被害者等に対し、再審請求に関する事柄を説明するなどするとともに、裁判所において、個別の事案に応じ、被害者等からの要望や問合せに対し、手続の状況を説明するなど、適切な配慮がなされることが望まれる。

3 今後の検討について

今般の法整備は、刑事再審手続の在り方について重要な変更を加えるものであることに鑑み、その施行後、一定期間の運用の実績が蓄積された後に、客観的なデータを踏まえ、その運用の実情に関する正確な認識に基づいて、同手続が非常救済手続として適切に機能しているかについて検討を行うことが望ましい。

【別添】

要綱（骨子）

要綱（骨子）

第1 再審請求審における証拠の提出命令等

1 証拠の提出命令

- (1) 「第3」2(2)ウの決定（4において「審判開始決定」という。）をした裁判所は、再審の請求の理由に関連すると認められる証拠について、その関連性の程度その他の当該再審の請求についての裁判をするために提出を受けることの必要性の程度並びにその提出を受けた場合に生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定で、検察官に対し、当該証拠の提出を命じなければならないものとする。
- (2) 裁判所は、(1)の決定又は(1)の請求を却下する決定をするには、検察官の意見を聴かなければならないものとする。
- (3) (1)の決定又は(1)の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

2 証拠又はその一覧表の提示命令

- (1) 裁判所は、1(1)の決定をするか否かの判断をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、当該判断の対象となる証拠の提示を命ずることができるものとし、この場合において、当該証拠の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法により、提示を受けるものとする。
- (2) 裁判所は、1(1)の決定をするか否かの判断をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であって、裁判所の指定する範囲に属するものの標目の一覧表を提示することを命ずることができるものとし、この場合において、検察官が当該一覧表を電磁的記録をもって作成したときは、当該一覧表については、その内容を表示したものを閲覧する方法により、提示を受けるものとする。
- (3) (1)又は(2)の場合においては、裁判所は、何人にも、(1)の証拠又は(2)の一覧表の閲覧又は謄写をさせることができないものとする。
- (4) (1)から(3)までは、1(3)の即時抗告が係属する抗告裁判所について、準用するものとする。

3 証拠の閲覧・謄写

刑事訴訟法第40条第1項及び第40条の2第1項の「訴訟に関する書類」に刑事確定訴訟記録法第2条第1項に規定する「刑事被告事件に係る訴訟の記録」（訴訟終結後のものに限る。）が含まれることを明確化する。

4 複製等の適正管理

弁護人は、再審の請求の手続において、裁判所が審判開始決定をした後に検察官から提出を受けた証拠を謄写したときは、その証拠に係る複製等（刑事訴訟法第281条の3に規定する複製等をいう。5及び6において同じ。）を適正に管理し、その保管をみだりに他人にゆだねてはならないものとする。

5 複製等の目的外使用の禁止

(1) 再審の請求をした者（検察官を除く。2及び6(1)において同じ。）、弁護人又は弁護人であった者は、4に規定する証拠に係る複製等を、次に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならないものとする。

ア 当該再審の請求に係る被告事件についての再審の請求の手続

イ アに掲げる手続において再審開始の決定が確定した場合における被告事件の審理その他の当該被告事件に係る裁判のための審理及び当該被告事件に関する刑事訴訟法第281条の4第1項第2号に掲げる手続（同号ホに掲げるものを除く。）

(2) (1)に違反した場合の措置については、再審の請求をした者の再審の請求に係る利益又は再審における被告人の防御権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様、関係人の名誉、その私生活又は業務の平穏を害されているかどうか、当該複製等に係る証拠が公判期日において取り調べられたものであるかどうか、その取調べの方法その他の事情を考慮するものとする。

6 目的外使用の罪

(1) 再審の請求をした者が、4に規定する証拠に係る複製等を、5(1)ア及びイに掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処するものとする。

(2) 弁護人又は弁護人であった者が、4に規定する証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、(1)と同様とするものとする。

第2 再審請求審・再審公判における裁判官の除斥

- 1 裁判官は、再審の請求があった事件について、原判決に係る被告事件についての次に掲げる判決に関与したときは、職務の執行から除斥されるものとする。
 - ア 刑事訴訟法第333条、第334条又は第336条の判決
 - イ アの判決に係る刑事訴訟法第396条の判決
- 2 裁判官が、再審開始の決定が確定した事件について、当該再審開始の決定に係る再審の請求についての次に掲げる決定に関与したときも、1と同様とするものとする。
 - ア 「第3」2(2)ア((イ)に係る部分に限る。)若しくはイ又は刑事訴訟法第447条第1項若しくは第448条第1項の決定
 - イ アの決定に対する即時抗告又は刑事訴訟法第428条第2項の異議の申立てを棄却する決定(当該即時抗告又は異議の申立ての手続がその規定に違反したことのみを理由とする場合を除く。)

第3 再審の請求についての調査手続・審判手続等

1 再審の請求の方式

- (1) 再審の請求をするには、その理由を記載した書面を管轄裁判所に差し出さなければならぬものとする。
- (2) (1)の書面には、証拠書類又は証拠物及び原判決の裁判書の謄本（当該裁判書が電磁的記録である場合にあっては、当該裁判書に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であってその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であるとの証明がされたもの）を添えなければならないものとする。

2 再審の請求についての調査手続

- (1) 再審の請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査しなければならないものとする。
- (2) (1)による調査をした裁判所は、次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからウまでに定める決定をしなければならないものとする。
 - ア 次の(ア)から(エ)までに掲げる場合 再審の請求を棄却する決定
 - (ア) 再審の請求が法令上の方式に違反したものであると認めるとき。
 - (イ) 再審の請求が請求権の消滅後にされたものであると認めるとき。
 - (ウ) 1(1)の書面に記載された再審の請求の理由が明らかに刑事訴訟法第435条又は第436条第1項に規定する事由に該当しないと認めるとき。
 - (エ) (ウ)に掲げるもののほか、再審の請求の理由がないことが明らかであると認めるとき。
 - イ 再審の請求の理由があることが明らかであると認める場合 再審開始の決定
 - ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 審判を開始する旨の決定
- (3) (2)ア又はイの決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

3 再審請求審における事実の取調べ

- (1) 再審の請求を受けた裁判所は、2(2)ウの決定 ((2)、4(1)及び6(1)において「審判開始決定」という。)をした後でなければ、事実の取調べをすることができない。
- (2) 再審の請求をした者（検察官を除く。4、5(2)及び6において同じ。）、弁護人又は検察官は、審判開始決定をした裁判所に対し、事実の取調べを請求することができる。

4 再審の請求についての意見聴取並びに審理を終結する日の指定及びその通知

- (1) 審判開始決定をした裁判所は、審理を終結するには、再審の請求について、再審の請求をした者（再審の請求をした者が有罪の言渡しを受けた者の法定代理人又は保佐人である場合にあっては、再審の請求をした者及び有罪の言渡しを受け

た者)、弁護人及び検察官の意見を聴くとともに、審理を終結する日（以下4において「審理終結日」という。）を定めなければならないものとする。

- (2) 裁判所は、審理終結日を定めるには、審理の終結について、再審の請求をした者又は弁護人及び検察官の意見を聴かなければならないものとする。
- (3) 審理終結日は、再審の請求をした者、弁護人及び検察官に通知しなければならないものとする。
- (4) 裁判所は、再審の請求をした者、弁護人若しくは検察官の請求により、又は職権で、審理終結日を変更することができるものとする。
- (5) 審理終結日を変更するには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、再審の請求をした者又は弁護人及び検察官の意見を聴かなければならないものとし、ただし、急速を要する場合は、この限りでないものとする。
- (6) 裁判所は、適當と認めるときは、再審の請求をした者、弁護人若しくは検察官の請求により、又は職権で、決定で、終結した審理を再開することができるものとする。

5 再審の請求について決定をする日の指定及びその通知

- (1) 裁判所は、審理を終結したときは、速やかに、再審の請求について決定をする日（以下5において「決定日」という。）を定めなければならないものとする。
- (2) 決定日は、再審の請求をした者、弁護人及び検察官に通知しなければならないものとする。
- (3) 裁判所は、決定日を変更することができるものとする。

6 再審請求手続の受継

- (1) 審判開始決定があった場合において、再審の請求をした者が死亡したときは、再審の請求の手続は、中断するものとする。この場合において、刑事訴訟法第439条第1項第2号から第4号までに掲げる者は、その手続を受け継ぐことができるものとする。
- (2) (1)による受継の申立ては、再審の請求をした者の死亡の日から1箇月以内にしなければならないものとする。
- (3) (1)による中断があったときは、期間（(2)の期間を除く。）は、進行を停止するものとする。この場合においては、(1)による受継があった時から、新たに全期間の進行を始めるものとする。
- (4) (2)の期間内に(2)の申立てがないときは、裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならないものとする。

第4 刑の執行停止時期の明確化と死刑確定者の拘置の停止

1 檢察官による刑の執行停止時期の明確化

管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、再審の判決が確定するまで、刑の執行を停止することができるものとする。

2 死刑確定者の拘置の停止

- (1) 檢察官は、1により死刑の執行を停止したときは、刑法第11条第2項の規定による拘置（(2)において単に「拘置」という。）を停止することができるものとする。
- (2) 裁判所は、刑事訴訟法第448条第2項の規定により死刑の執行を停止したときは、決定で拘置を停止することができるものとする。

第5 再審の請求に係る決定に対する即時抗告等の提起期間の延長

- 1 「第3」2(2)ウの決定後の刑事訴訟法第447条第1項又は第448条第1項の決定に対する即時抗告の提起期間は、同法第422条の規定にかかわらず、14日とする。
- 2 1の即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する刑事訴訟法第433条第1項の抗告の提起期間は、同条第2項の規定にかかわらず、14日とする。

(注) 即時抗告に関する規定は、刑事訴訟法第428条第3項により、同条第2項の異議の申立てに関して準用されるため、1の決定に対する異議の申立ての提起期間及びその異議の申立てに係る高等裁判所の決定に対する第433条第1項の抗告の提起期間も、14日となる。

第6 再審請求手続に関する費用補償

1 補償の要件等

刑事訴訟法第188条の2第1項に規定するものほか、再審開始の決定が確定した事件について、無罪の判決が確定したときは、国は、当該再審開始の決定に係る再審の請求をした者（検察官を除く。2(1)において同じ。）に対し、当該再審の請求の手続に要した費用の補償をするものとし、ただし、その者の責めに帰すべき事由によって生じた費用については、補償をしないことができるものとする。

2 補償する費用の範囲

- (1) 1により補償される費用の範囲は、1の再審の請求をした者又はその弁護人であった者が当該再審の請求に係る審判の手続に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であった者に対する報酬に限るものとし、その額に関しては、刑事訴訟費用に関する法律の規定中、再審の請求をした者については証人、弁護人であった者については弁護人に関する規定を準用するものとする。
- (2) 裁判所は、(1)の審判の手続に出頭した弁護人が二人以上あったときは、事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して、(1)の弁護人であった者の旅費、日当及び宿泊料を主任弁護人その他一部の弁護人に係るものに限ることができるものとする。